

住宅リフォーム助成事業 の受付を行います！

—市内の登録店舗で利用できる商品券を交付します—

【対象者】

- ・自己所有の住宅に居住している人
- ・世帯員全員に市税等の滞納がないこと
- ・他制度による補助金等を受けていないこと
- ・過去にこの助成制度を受けていないこと

【対象住宅】

- ・市内に所在する住宅
- ・申請者が自ら居住する住宅

【対象工事】

市内の事業所が施工する
総工事費(必須工事含)30
万円以上の工事

【助成額】

工事費(税抜)の20%
上限25万円分の商品券
(1,000円未満切捨て)

【受付期間】

令和7年5月19日(月)～令和7年9月30日(火)

- ・受付開始後、先着順になります
- ・予定件数に到達した時点で締め切ります



● 必ず行っていただく工事(必須工事) ●

必須工事 ①～④の 中から1つ以上	①木材利用促進(県産材を床、壁、天井等を使用する) ②UD化(段差解消、手すり設置、扉の取手をレバーハンドルに交換等) ③省エネルギー推進(断熱性向上のための窓改修、断熱材の設置等) ④子育て支援等(子ども部屋改修等)
-------------------------	--

● 対象となる工事(主なもの) ●

外部工事	屋根の葺替、防水、塗装、その他の屋根工事 外壁の張替、塗装、その他の外装工事 雨樋の取替、改修、その他の樋工事 サッシ及びガラスの取付、取替、その他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張替・塗装、その他の内装工事又はタイル工事 ドアの取替、襖の張替、その他の建具工事 畳の入替、表替、その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴室工事 システムキッチンの取替、その他の厨房工事 洗面台、便器の取替、その他の衛生設備工事
その他の工事	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体工事 基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強工事

問合せ先

宇土市役所商工観光課

0964-27-3328

宇土市住宅リフォーム助成事業の申請から商品券受取りまでの流れ



〈注意事項〉

- 宇土市内に事業所及び営業所を有する施工業者が行うリフォーム工事が助成の対象です
- 過去にリフォーム助成事業を受けられた方若しくは、同一建物は助成対象外になります
- 申請時の書類審査時点で、市税等に滞納のある方は助成対象外になります

〈お問合せ〉

宇土市役所 商工観光課 商工振興係 0964-27-3328（直通）